

2026年3月10日

他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止について

株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでいる「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応の一環として、下記のとおり他行を支払地とする手形・小切手の入金受付を停止いたします。

手形・小切手の電子化にあたっては、お客さまとお取引先さまの双方でご対応いただく必要があります。ご準備に相応の期間を要することが想定されます。電子交換所の交換廃止も控えており、早期の代替手段への移行準備が必要となりますので、お気軽に取引店までご相談ください。

当行では、社会情勢の変化を踏まえながら、今後ともお客さまにご満足いただけますよう、質の高いサービスの提供に努めてまいります。

記

1 実施内容

- (1) 入金受付期限：2026年9月30日（水）
- (2) 内 容：2026年10月1日以降は、他行を支払地とする手形・小切手につきましては、当行預金口座へ入金いただけません。他行（支払金融機関）へご呈示が必要となります。
- (3) 背 景：2021年6月に政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれており、これを受けて産業界や金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っております。電子交換所では、2027年3月末をもって手形・小切手の交換業務を廃止することを公表しており、全国の手形・小切手をご利用の方は、事前に他の決済手段への切替が必要となります。（以下の代替サービスの利用をご検討ください。）

2 代替サービスについて

- (1) 手形・小切手に代わる電子的決済サービス

名 称	サービス内容
インターネットバンキング「ビジネス I B」	残高照会、取引明細、振込・振替、料金等払込ほか
でんさいサービス	手形に代わる決済サービス

- (2) 電子的決済サービスのメリット

事務手続の省力化	手形等の現物管理、署名、押印、授受（郵送）等の事務負荷の軽減
リスク低減	盗難、紛失等の現物紛失リスクの低減
コスト削減	印紙税、郵便料、用紙代、各種手数料の削減

※ 商品およびサービスの詳細につきましては、当行ホームページをご参照ください。

（以 上）

【参考】手形・小切手に関するスケジュール

- 2024年10月1日 当座預金の新規口座開設停止
2027年4月1日以降を期日とする手形等の代金取立ての受付停止
- 2025年6月2日 小切手に代わる支払手段として「当座預金払戻請求書帳」の取扱開始
- 2026年3月31日 手形・小切手（帳）の発行停止
- 2026年9月30日 手形・小切手の最終振出期限
他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止

※手形・小切手には、ホームチェック・自己宛小切手を含みます。

支払地	種類		2026年度		2027年度
			4月～9月	10月～3月	4月～
当行	手形	入金	入金可能	(振出日が2026.9.30までのものは入金可能)	
		取立	振出日が2026.9.30までのもので、かつ支払期日が2027.3.31までのものは取立可能		
	小切手	入金	入金可能	(振出日が2026.9.30までのものは入金可能)	
		取立	振出日が2026.9.30までのものは取立可能		
他行	手形	入金	入金可能		
		取立	支払期日が2027.3.31までのものは取立可能		
	小切手	入金	入金可能		
		取立	振出日が2027.3.31までのものは取立可能		

(以上)